

第1章 計画の考え方

1 計画の背景と趣旨

介護保険制度は、平成12年の創設から20年が経過し、現在は介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

その一方で、令和7年(2025年)には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるほか、令和22年(2040年)には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となるなど、高齢化は着実に進行しています。なかでも、後期高齢者の大幅な増加が予想されます。

本市において、令和2年4月1日現在での高齢化率は27.6%となっており、市民の4人に1人以上が高齢者となっています。今後もこの傾向は続き、令和7年(2025年)には29.2%、令和22年(2040年)には36.2%に上昇することが見込まれています。

高齢化の進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が表れています。一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、医療的ケアを必要とする重度要介護者の増加、介護する家族の負担増や介護離職の増加、介護職員の人材不足等の問題への対応が課題となっています。

これらの課題に対応するため、平成27年度(2015年度)から「地域包括ケアシステム」の取組が始められました。これは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営んでいくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護給付サービス等の充実を図るとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保するためのものです。また、「地域包括ケアシステム」の必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、高齢者だけでなく子どもや障害者に対する支援等にも応用することが可能な概念であり、近年の地域住民が抱える複雑化・複合化した課題の解決のための基盤となります。

これまで、「地域包括ケアシステム」の構築、強化を進めてきましたが、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)が間近なものとなりました。さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、より複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を実施する取組を通じた重層的支援体制の構築が求められます。

計画策定においては、これまで進めてきた取組の点検・見直しを進め、より効果的・安定的な取組を進めていくことが必要です。

本計画は、前計画の『ふじパワフル85計画V』で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な実行、改善を進めていくとともに、社会情勢に沿った取組を推進するための計画として策定するものです。

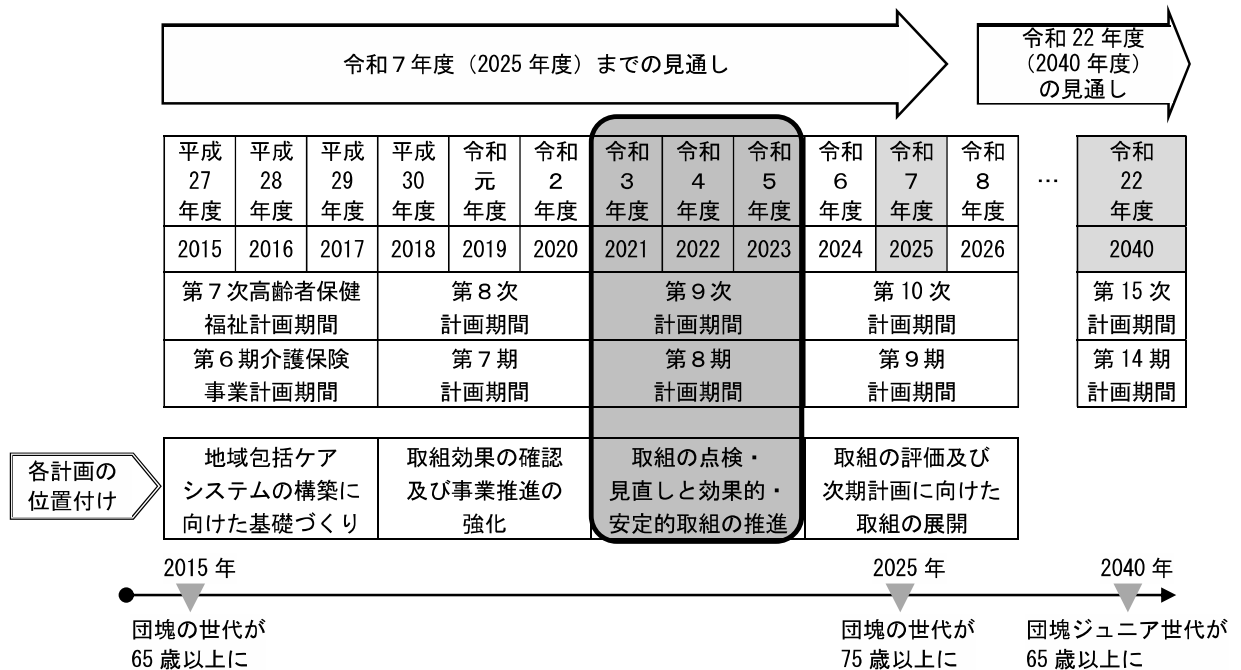
2 法的な位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」に保健の視点を取り入れ、また、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」として、市町村の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して一体的に策定するものです。

3 計画期間

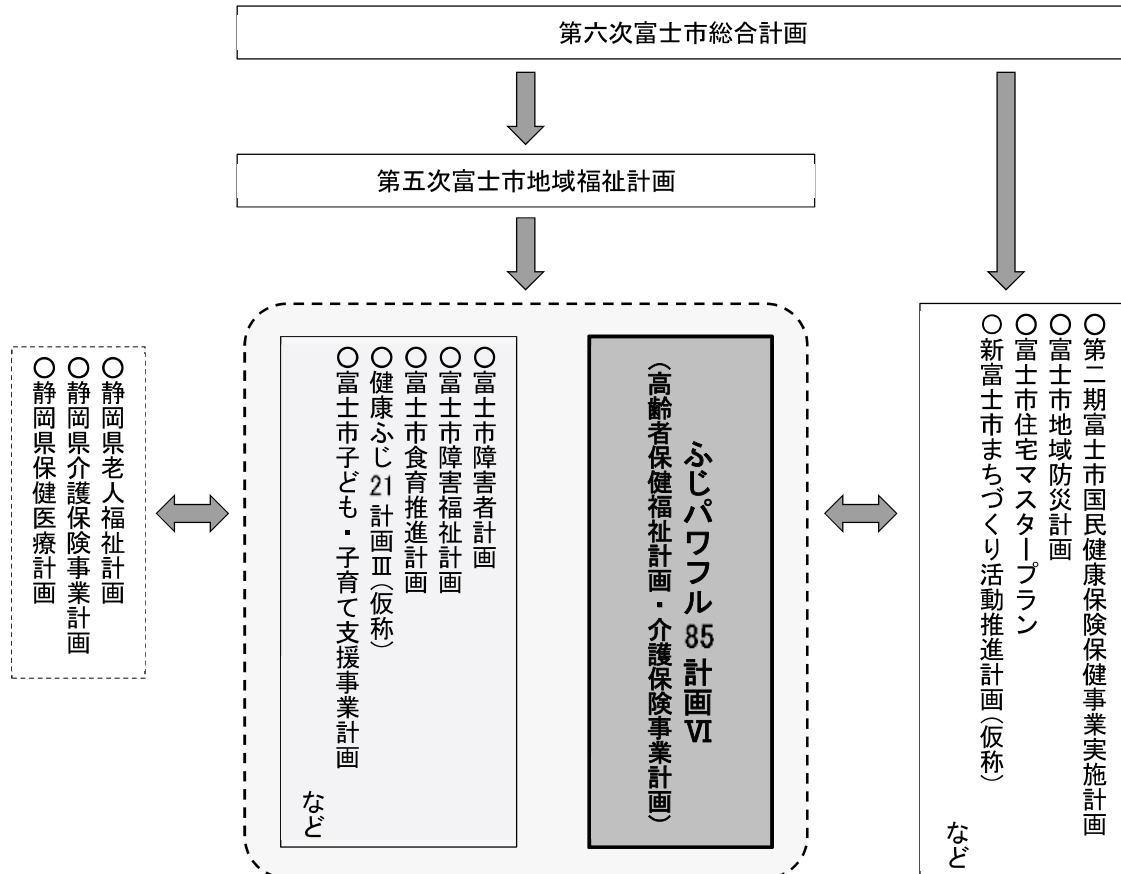
計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間です。地域包括ケアシステムの強化を進めていく計画の中間段階として、その基礎づくりを進めてきた前期の計画を引き継ぎ、本計画ではこれまでの取組を強化・推進していきます。

今後も進行する高齢化に対応するため、令和7年度（2025年度）の高齢者のあるべき姿、令和22年度（2040年度）の長期的な地域の高齢化を念頭に置き、3年ごとに計画を策定していきます。各計画期間において、地域包括ケアシステムの構築に向けて段階的に目標を設定し、その位置付けに沿って取組を進めていきます。



4 他計画との関係

本計画は、本市における最上位計画である第六次富士市総合計画（策定中）をはじめ、福祉分野の上位計画である富士市地域福祉計画（策定中）、（仮称）健康ふじ21計画Ⅲ、富士市障害者計画（障害福祉計画）等の関連する各分野の計画との整合性に配慮しました。



5 策定の方法

(1) 策定体制

計画の策定にあたり、被保険者や介護保険事業者、保健・医療・福祉の学識経験者、公募の市民等で構成する「富士市介護保険運営協議会」を計画策定委員会に位置付け、ご意見やご提言をいただきながら検討を進めてきました。また、庁内関係各課で構成する「高齢社会対策庁内連絡会」において、前計画の評価と課題の抽出、施策の検討を行いました。

(2) 実態把握

本計画策定にあたって、令和元年度に以下の内容で「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る基礎調査」（以下「計画策定基礎調査」という。）を実施しました。

図表 1-1 計画策定基礎調査について

調査区分	一般高齢者	要支援認定者・事業対象者		要介護認定者
調査対象	在宅生活の65歳以上の方	65歳以上の在宅生活の要支援認定者及び総合事業対象者		65歳以上の在宅生活の要介護認定者
調査内容	回答者の属性、日常生活の状況、健康状態、介護予防の取組、地域での活動・つながり、住民同士の支え合い、自動車の運転状況、認知症施策、家族からの支援・介護、施設入所の希望、介護離職、介護保険料 等			
調査件数	3,195	要支援認定者 994	総合事業対象者 500	2,271
回収数	2,378	732	370	1,287
回収率	74.4%	73.6%	74.0%	56.7%
実施時期	令和元年12月～令和2年1月			
調査方法	郵送による配付・回収			

図表 1-2 介護人材・施設整備に関するアンケート調査について

調査名	調査対象	発送数	回収数	回収率
介護人材確保に係る実態調査	市内の介護保険事業所	360	160	44.4%
施設整備等意向調査	市内に介護保険事業所を運営する法人	132	107	81.1%

(3) パブリック・コメントの実施

富士市パブリック・コメント制度実施要綱に基づき、令和2年12月15日から令和3年1月15日まで意見を募集し、市民から17件の意見等が寄せられました。